青森県行政改革大綱改定一次素案の修正（大綱改定素案）

行政経営推進室

<table>
<tr><td>箇所</td><td>Ｐ１－３行目</td><td colspan="2">第１　行政改革の基本的考え方－１　行政改革の目的</td></tr>
<tr><td rowspan="2">内容</td><td colspan="2">一　次　素　案</td><td>修　正　後　（　改　定　素　案　）</td></tr>
<tr><td colspan="2">～「ふるさと青森県の再生・新生」実現のための大改革～</td><td>～ふるさと青森県の未来を拓く「生活創造社会」実現のための大改革～</td></tr>
<tr><td>理由</td><td colspan="3">○　新青森県基本計画「生活創造推進プラン」（案）の策定に伴い、同計画との整合を図る。
「～ふるさと青森県の未来を拓く「生活創造社会」実現のための大改革～」については、次の趣旨を勘案した。
(1) 基本計画では、「青森県の課題を解決し、21世紀の中で確かな未来を拓く自主自立の青森県づくりを進めていくために、その目標とする姿として「生活創造社会～暮らしやすさのトップランナーをめざして～」を掲げ、その実現に向けて、県民と共に本県が有する風土・資源・人材などのあらゆる地域力を活用して進んでいきます」とし、自主自立の青森県づくりの目標を青森県の未来を拓く「生活創造社会」の実現としたこと。
(2) 行財政の大改革は、「真に県民の幸せと県勢の発展につながる未来を切り拓き、次代を担う子どもたちへかけがえのない「ふるさと青森県」を責任をもって引き継いでいくため」の自主自立の青森県づくりを着実に進めていくためであること。</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td>箇所</td><td>Ｐ１－下から１行目</td><td colspan="2">第１　行政改革の基本的考え方－１　行政改革の目的</td></tr>
<tr><td rowspan="2">内容</td><td colspan="2">一　次　素　案</td><td>修　正　後　（　改　定　素　案　）</td></tr>
<tr><td colspan="2">このため　　、財政改革プランで掲げる歳出削減、歳入確保等の取組を徹底し、及び加速するとともに、これに加えての新たな視点からの取組を含め、行財政の大改革を断行することが喫緊の課題となっています。</td><td>このような状況を打開し、自主自立の青森県づくりを着実に進めていくため、財政改革プランで掲げる歳出削減、歳入確保等の取組を徹底し、及び加速するとともに、これに加えての新たな視点からの取組を含め、行財政の大改革を断行することが喫緊の課題となっています。</td></tr>
<tr><td>理由</td><td colspan="3">○　今回の行財政の大改革の断行の目的が「自主自立の青森県づくり」の着実な推進にあるという趣旨を明確にする。（行政改革推進委員会における論議を踏まえての修正）</td></tr>
</table>

箇所	Ｐ２－８行目	第１　行政改革の基本的考え方－１　行政改革の目的
内容	一　次　素　案	修　正　後　（　改　定　素　案　）
	この大改革の強力な推進により、新青森県基本計画（仮称）を着実に推進し、「参加」、「共生」、「創造」そして「公平」の基本理念の下、人材育成・教育という「人づくり」の視点に配慮しながら、創造性と活力あふれる「産業・雇用」、共に支え合う、健やか・安心の「福祉」、次世代へ誇れる財産としての「環境」といった分野をはじめとする施策のより積極的な推進につなげ、真に県民の幸せと県勢の発展につながる未来を切り拓き、「ふるさと青森県の再生・新生」実現を目指すものです。 この「ふるさと青森県の再生・新生」実現のための行財政の大改革を実行するため、平成１６年度から平成２０年度までの５年間における主な取組を内容として、ここに、青森県行政改革大綱を改定します。	この大改革の強力な推進により、新青森県基本計画「生活創造推進プラン」を着実に推進し、「いきいきと働ける豊かな社会」、「健やかで安心して暮らせる社会」、「環境と共生する循環型社会」、「安全・安心で快適な社会」そして「青森の豊かさを知り、夢をもって未来を拓く社会」といった青森県が目指す将来像の実現に向け、「産業・雇用」、「健康」、「安全・安心」、「人財」、「環境」の５つの分野をはじめとする施策のより積極的な推進につなげ、真に県民の幸せと県勢の発展につながるふるさと青森県の未来を拓く「生活創造社会」実現を目指すものです。 ふるさと青森県の未来を拓く「生活創造社会」実現のための行財政の大改革を実行するため、平成１６年度から平成２０年度までの５年間における主な取組を内容として、ここに、青森県行政改革大綱を改定します。
理由	○　新青森県基本計画「生活創造推進プラン」（案）の策定に伴い、同計画との整合を図る。 (1) 基本計画では、自主自立の青森県づくりの目標を「生活創造社会」の実現とし、この「生活創造社会」を実現するために、今後10年後を目指し、目標となる次の５つの社会像を掲げたこと。 ①　いきいきと働ける豊かな社会　②　健やかで安心して暮らせる社会　③　環境と共生する循環型社会　④　安全・安心で快適な社会 ⑤　青森の豊かさを知り、夢をもって未来を拓く社会 (2) 基本計画では、青森県がめざす将来像である「生活創造社会」の実現に向けて、県と県民の取組の基本方向の中から、今後５年間で県が重点的に推進する取組を10本のプロジェクトとしてまとめ、「青森県重点推進プロジェクト」とし、この「青森県重点推進プロジェクト」は、今後の青森県づくりの目標である「生活創造社会」の実現に向けて、「産業・雇用」、「健康」、「安全・安心」、「人財」、「環境」の５つの分野から構成されること。	

箇所	Ｐ２－下から９行目	第１　行政改革の基本的考え方－２　行政改革の推進項目
	一　次　素　案	修　正　後　（　改　定　素　案　）
内容	「ふるさと青森県の再生・新生」　実現を目指した自主自立の青森県づくりを着実に進めていくための安定した行財政運営体制の構築を図るため、次の３つの項目を行政改革の推進項目として定め、県行政の全般にわたる抜本的な見直しに取り組みます。	ふるさと青森県の未来を拓く「生活創造社会」実現を目指し、自主自立の青森県づくりを着実に進めていくための安定した行財政運営体制の構築を図るため、次の３つの項目を行政改革の推進項目として定め、県行政の全般にわたる抜本的な見直しに取り組みます。
理由	○　新青森県基本計画「生活創造推進プラン」（案）の策定に伴い、同計画との整合を図る。 （基本計画では、自主自立の青森県づくりの目標を「生活創造社会」の実現としたこと。）	

箇所	Ｐ３－15行目	第１　行政改革の基本的考え方－３　行政改革の推進により目指すべき県行政の将来像
	一　次　素　案	修　正　後　（　改　定　素　案　）
内容	３　行政改革の推進により目指すべき県行政の将来像 行政改革を積極的に推進することにより、次のような県行政の将来像を目指します。	３　行政改革の推進により目指すべき県行政の将来像 ～自主自立の青森県づくりを支える県行政の強力な展開～ 行政改革を積極的に推進することにより、次のような県行政の将来像を目指します。
理由	○　今回の行政改革の目的が「自主自立の青森県づくり」の着実な推進にあるという趣旨を明確にする。（行政改革推進委員会における論議を踏まえての修正）	

箇所	Ｐ４－12行目	第１　行政改革の基本的考え方－３　行政改革の推進により目指すべき県行政の将来像 ○　自主自立の青森県づくりを支える県行政の強力な展開
	一　次　素　案	修　正　後　（　改　定　素　案　）
内容	○　自主自立の青森県づくりを支える県行政の強力な展開 以上により、新青森県基本計画（仮称）に基づく施策の積極的な推進につなげ、真に県民の幸せと県勢の発展につながる未来を切り拓くための自主自立の青森県づくりを支える県行政を強力に展開していきます。	◎　自主自立の青森県づくりを支える県行政の強力な展開 以上により、新青森県基本計画「生活創造推進プラン」に基づく施策の積極的な推進につなげ、真に県民の幸せと県勢の発展につながる未来を切り拓くための自主自立の青森県づくりを支える県行政を強力に展開していきます。
理由	○　新青森県基本計画「生活創造推進プラン」（案）の策定に伴い、同計画との整合を図る。 ○　３の副題として「～自主自立の青森県づくりを支える県行政の強力な展開～」を付したことと併せ、この段落が前の段落の「まとめ」としての位置付けであることを記号上も明確にする。（行政改革推進委員会における論議を踏まえての修正）	

箇所	Ｐ４－下から７行目	第１　行政改革の基本的考え方－４　行政改革の着実な推進
	一　次　素　案	修　正　後　（　改　定　素　案　）
内容	青森県行政改革大綱の取組期間は、平成１６年度から平成２０年度までの５年間とし、この取組期間中、行政改革の着実な推進を図るため、「行政改革実施計画」を策定し、毎年度、行政改革の取組状況を点検するとともに、青森県行政改革大綱に定められた改革の取組のほかにも、必要に応じて、行政改革に取り組みます。	青森県行政改革大綱の取組期間は、平成１６年度から平成２０年度までの５年間とし、この取組期間中、行政改革の着実な推進を図るため、「行政改革実施計画」を策定し、行政改革の取組の実施スケジュールを定め、毎年度、行政改革の取組状況を点検するとともに、青森県行政改革大綱に定められた取組のほかにも、必要に応じて、行政改革に取り組みます。
理由	○　行政改革の取組の進行管理について、「行政改革実施計画」において、改革の工程表となる「実施スケジュール」を定めることを明示する。（行政改革推進委員会、県議会における論議を踏まえての修正）	

箇所	Ｐ５－下から９行目	第２　行政改革の具体的な取組方策－Ⅰ　自主自立の青森県づくりを支える行財政基盤の確立 １　組織の簡素・効率化－(1) 本庁及び出先機関の見直し
内容	一　次　素　案	修　正　後　（　改　定　素　案　）
	このような出先機関の再編の基本方針の下、住民の利便性に配慮しつつ、当面、次のとおり出先機関の統廃合を行います。	このような出先機関の再編の基本方針の下、当面、次のとおり出先機関の統廃合を行います。 出先機関の統廃合に当たっては、行政サービスの維持確保を図りつつ住民の利便性に配慮します。
理由	○　出先機関の統廃合に当たっては、行政サービスの維持確保を図りつつ住民の利便性に配慮するということを明確にする。（行政改革推進委員会、県議会等における論議を踏まえての修正）	

箇所	Ｐ６－下から５行目 P30－９行目	第２　行政改革の具体的な取組方策－Ⅰ　自主自立の青森県づくりを支える行財政基盤の確立 １　組織の簡素・効率化－(1) 職制等の見直し
内容	一　次　素　案	修　正　後　（　改　定　素　案　）
	(6) 職制の見直し 職制について、国の地方公務員制度改革の動向にも留意しつつ、より一層簡素で効率的な業務執行体制の構築を図る観点からの見直しを行います。	(6) 職制等の見直し 職制について、国の地方公務員制度改革の動向にも留意しつつ、より一層簡素で効率的な業務執行体制の構築を図る観点からの見直しを行います。 併せて、グループ制についても、より一層簡素で効率的な業務執行体制の構築を図る観点を踏まえながら、必要に応じて見直しを行います。
理由	○　職制の見直しについては、グループ制についても必要に応じて見直しを行うということを明確にする。（県議会等における論議を踏まえての修正）	

箇所	P11－６行目	第２　行政改革の具体的な取組方策－Ⅰ　自主自立の青森県づくりを支える行財政基盤の確立 ５　公共工事コスト等の縮減及び県有資産の総合的な利活用－(1) 公共工事コストの縮減
内容	一　次　素　案	修　正　後　（　改　定　素　案　）
	「コスト構造改革プログラム」(平成１６年度～平成２０年度）を策定し、 地域の実情に合った制度・基準（ローカルルール）の導入、市場価格の設計積算単価への適切な反映などにより、公共工事コストの縮減を図ります。	「コスト構造改革プログラム」(平成１６年度～平成２０年度）を策定し、公共事業の立案・設計から施工の完了までの各プロセスについて、ライフサイクルコストを含め総合的なコストの縮減の観点から見直しを行い、地域の実情に合った制度・基準（ローカルルール）の導入、市場価格の設計積算単価への適切な反映などにより、公共工事コストの縮減を図ります。
理由	○　公共工事コストの縮減については、公共事業の立案・設計から施工の完了までの各プロセスについて総合的なコスト縮減の観点から見直しを行うという趣旨を明確にする。（行政改革推進委員会における論議を踏まえての修正）	

箇所	P12－８行目	第２　行政改革の具体的な取組方策－Ⅰ　自主自立の青森県づくりを支える行財政基盤の確立 ６　歳入確保の取組－(1) 地方税財政制度の充実等
内容	一　次　素　案	修　正　後　（　改　定　素　案　）
	新青森県基本計画（仮称）を着実に推進し、「ふるさと青森県の再生・新生」を実現していくためには、（略）	新青森県基本計画「生活創造推進プラン」を着実に推進し、ふるさと青森県の未来を拓く「生活創造社会」を実現していくためには、（略）
理由	○　新青森県基本計画「生活創造推進プラン」（案）の策定に伴い、同計画との整合を図る。	

箇所	P13－下から７行目	第２　行政改革の具体的な取組方策－Ⅰ　自主自立の青森県づくりを支える行財政基盤の確立 ７　持続可能な財政構造の確立に向けた財政運営
内容	一　次　素　案	修　正　後　（　改　定　素　案　）
	（略）新青森県基本計画（仮称）の着実な推進を支える持続可能な財政構造の確立に向けて取組を強化します。	（略）新青森県基本計画「生活創造推進プラン」の着実な推進を支える持続可能な財政構造の確立に向けて取組を強化します。
理由	○　新青森県基本計画「生活創造推進プラン」（案）の策定に伴い、同計画との整合を図る。	

箇所	P15－９行目	第２　行政改革の具体的な取組方策－Ⅱ　県の役割の見直しによる行政サービス提供体制の新たな構築 １　行政サービス提供施設等の再編と運営体制の見直し
内容	一　次　素　案	修　正　後　（　改　定　素　案　）
	公共的サービスの提供主体の多様化などの社会環境の変化などを踏まえ、県行政の役割分担の抜本的な見直しを行うとともに、少子化などによる施設の利用実態の変化、施設の老朽化などに対応しつつ、効果的かつ効率的な行政サービスの提供を図るため、公の施設などの行政サービス提供施設等について、再編と運営体制の見直しを行います。	公共的サービスの提供主体の多様化などの社会環境の変化などを踏まえ、県行政の役割分担の抜本的な見直しを行うとともに、少子化などによる施設の利用実態の変化、施設の老朽化などに対応しつつ、効果的かつ効率的な行政サービスの提供を図るため、公の施設などの行政サービス提供施設等について、再編と運営体制の見直しを行います。 行政サービス提供施設等の再編と運営体制の見直しに当たっては、他の施設の活用や事業の民間への委託などにより行政サービスの維持確保が図られるよう取り組みます。
理由	○　行政サービス提供施設等の再編と運営体制の見直しに当たっては、行政サービスの維持確保が図られるよう取り組むということを明確にする。 （行政改革推進委員会、県議会等における論議を踏まえての修正）	

<table>
<tr><td>箇所</td><td>P24－下から12行目</td><td colspan="2">第２　行政改革の具体的な取組方策－Ⅲ　県民の目線に立った成果重視型の行政経営の推進
１　行政経営システムの確立－(1) 目標管理型のマネジメント</td></tr>
<tr><td rowspan="2">内容</td><td colspan="2">一　次　素　案</td><td>修　正　後　（　改　定　素　案　）</td></tr>
<tr><td colspan="2">○　施策の選択と重点化
新青森県基本計画（仮称）における県行政の施策の基本的な方向に基づき、施策の選択と重点化を図るとともに、当該施策に対して予算の効果的な配分を行うこととします。
このため、新青森県基本計画（仮称）の計画期間中（平成16年度～平成20年度）は、法令の規定により策定されるものを除き、施策の基本的な方向を定める新たな個別計画の策定は行わないこととします。</td><td>○　施策の選択と重点化
新青森県基本計画「生活創造推進プラン」における県行政の施策の基本的な方向に基づき、施策の選択と重点化を図るとともに、当該施策に対して予算の効果的な配分を行うこととします。
このため、新青森県基本計画「生活創造推進プラン」における取組の基本方向の中から、今後５年間で県が重点的に推進する取組を「産業・雇用」、「健康」、「安全・安心」、「人財」、「環境」の５つの分野における１０本のプロジェクトに取りまとめ、「青森県重点推進プロジェクト」として定めることとします。</td></tr>
<tr><td>理由</td><td colspan="3">○　新青森県基本計画「生活創造推進プラン」（案）の策定に伴い、同計画との整合を図る。
施策の選択と重点化のための取組については、基本計画において、施策の取組の基本方向及びその中から「青森県重点推進プロジェクト」を積極的に定めることを踏まえ、素案においても、施策の選択と重点化のための取組としての「青森県重点推進プロジェクト」という積極的な記述とすることとし、一次素案の「新たな個別計画の策定は行わない」という消極的な記述を改める。</td></tr>
</table>

箇所	P24－下から３行目	第２　行政改革の具体的な取組方策－Ⅲ　県民の目線に立った成果重視型の行政経営の推進 １　行政経営システムの確立－(1) 目標管理型のマネジメント
内容	一　次　素　案	修　正　後　（　改　定　素　案　）
	○　施策目標等に基づく行政評価の実施 これまで施策評価及び事務事業評価を実施してきましたが、今後は、新青森県基本計画（仮称）　　の着実な推進に資するとともに、行政資源を効果的かつ効率的に配分し、及び活用する観点から、同計画と連動して県の行政活動の業績等の評価を行う行政評価制度を構築します。 このため、この新しい行政評価制度においては、新青森県基本計画（仮称）　　及びこれに基づく分野別の実施計画において示す施策の体系、目標及び指標に基づき、（略）	○　施策目標等に基づく行政評価の実施 これまで施策評価及び事務事業評価を実施してきましたが、今後は、新青森県基本計画「生活創造推進プラン」の着実な推進に資するとともに、行政資源を効果的かつ効率的に配分し、及び活用する観点から、同計画と連動して県の行政活動の業績等の評価を行う行政評価制度を構築します。 このため、この新しい行政評価制度においては、新青森県基本計画「生活創造推進プラン」及びこれに基づく分野別実施計画　において示す施策の体系、目標及び指標に基づき、（略）
理由	○　新青森県基本計画「生活創造推進プラン」（案）の策定に伴い、同計画との整合を図る。	

箇所	P25－７行目	第２　行政改革の具体的な取組方策－Ⅲ　県民の目線に立った成果重視型の行政経営の推進 １　行政経営システムの確立－(1) 目標管理型のマネジメント
内容	一　次　素　案	修　正　後　（　改　定　素　案　）
	○　各部局における自律的なマネジメントの確立 新青森県基本計画（仮称）　　に係る（略）	○　各部局における自律的なマネジメントの確立 新青森県基本計画「生活創造推進プラン」に係る（略）
理由	○　新青森県基本計画「生活創造推進プラン」（案）の策定に伴い、同計画との整合を図る。	